

船舶事故等調査報告書

平成23年10月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010函第51号	
事故等種類	乗組員負傷	
発生日時	平成22年8月25日 18時40分ごろ	
発生場所	北海道根室市納沙布岬 ^{のきつぶ} 東方沖 納沙布岬灯台から真方位090° 51.8海里付近 (概位 北緯43° 23.1′ 東経147° 00.0′)	
事故等調査の経過	平成22年8月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第三十八榮徳丸^{えいとく}、19トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 HK2-23167（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定甲板員</p> <p>死傷者等 負傷 1人（甲板員）</p> <p>損傷 なし</p>	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか7人が乗り組み、納沙布岬東方沖において、さんま棒受網漁の投網作業中、甲板員が、絡んだロープを外そうとして右手にロープを巻き付けて引っ張りながら絡まりを解いていたところ、平成22年8月25日18時40分ごろ、緩んだロープが揚網機に巻き付いて巻き揚げ状態となり、甲板員が滑車方向に引き揚げられ、右手の甲部が締めつけられて引きちぎれた。</p> <p>本船は、作業を中止し、根室市花咲港に向けて帰航中、海上保安庁の巡視艇に甲板員を引き継いだ。</p> <p>甲板員は、同港に帰港後、救急車で病院へ搬送された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 霧、風向 南西、風力 2、視界 不良</p> <p>海象：波高 約1m</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は納沙布岬東方沖において投網作業中、甲板員が絡んだロープを右手に巻き付けて引っ張りながら解いていたところ、緩んだロープが揚網機に巻き付いて巻き揚げ状態となったことから、右手がロープに締め付けられて負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が納沙布岬東方沖において投網作業中、甲板員が絡んだロープを右手に巻き付けて引っ張りながら解いていたところ、緩んだロープが揚網機に巻き付いて巻き揚げ状態となったため、右手がロープに締め付けられたことにより発生したものと考えられる。</p>	